平成２２年（フ）第７４２号
福岡市城南区堤１丁目９番６号
債務者　村尾　悦子（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５１号
福岡市東区土井２丁目34番25号
債務者　上田　典子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８２号
福岡市中央区平尾１丁目８番16―703号
債務者　波多真由美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８３号
長崎県大村市久原２丁目1001番地１　Ｋ棟101号、住民票上の住所福岡市中央区平尾１丁目８番16―703号
債務者　波多　一郎
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９６号
福岡市南区寺塚１丁目15番21―502号
債務者　保　　勝芳
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９７号
福岡市南区寺塚１丁目15番21―502号
債務者　保　奈津子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０８号
福岡市東区筥松３丁目16番36号
債務者　畑江　公子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２５号
福岡市早良区賀茂１丁目５番24号
債務者　金子　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２８号
福岡市博多区築港本町４番12―303号
債務者　石橋みずほ
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３５号
福岡市西区壱岐団地44番407号
債務者　彼杵　　修
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４５号
福岡市中央区唐人町１丁目５番14―202号
債務者　藤原　里美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目13番11―902号　東峰マンション那珂川Ⅱ
債務者　浦川　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４８号
福岡市南区警弥郷３丁目13番１―101号
債務者　上村　修司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５９号
福岡市博多区上牟田３丁目２番12―502号
債務者　堀田　紀孝
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９５号
福岡県糸島市高田２丁目20番25号　105
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９０３号
福岡県糸島市波多江駅南１丁目１番１―408号
債務者　池田加代子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９０５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵998番地47
債務者　瀧本みゆき
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９０８号
福岡県糸島市潤１丁目７番１号　102
債務者　諸岡　敏昭
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部